

# 特定非営利活動法人 岩沼市体育協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 岩沼市体育協会「略称：NPO法人岩沼市体育協会」（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会の、主たる事務所を宮城県岩沼市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、「競技力向上」と「生涯スポーツの振興」を2本の柱として岩沼市民の体育・スポーツ振興及び健康増進を図る。さらにスポーツに関する諸団体並びに市民相互の連携と融和を図り、快適な体育・スポーツ環境を提供しつつ、体育・スポーツ・健康増進に関する情報収集と提供事業を行う。またスポーツを核としたコミュニティ活動の促進、青少年の健全育成・豊かな高齢化社会の創造など、明るく豊かで活力に満ちた岩沼市の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表に掲げられた次の種類の活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) まちづくり推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①体育・スポーツに関する各種事業などの企画、運営
  - ②体育・スポーツの競技力の向上及び指導者などの育成
  - ③各種スポーツ諸団体との相互連携
  - ④地域スポーツクラブやスポーツサークル活動・創設などの支援
  - ⑤体育・スポーツに関する調査及び研究と普及活動

- ⑥体育・スポーツ施設などの管理運営及びその受託に関する事業
- ⑦体育・スポーツ・健康増進に関する情報収集と提供
- ⑧体育・スポーツ活動を通じた青少年の健全育成
- ⑨体育・スポーツに関する広報事業
- ⑩体育・スポーツに関する功労者の表彰
- ⑪その他協会の目的達成に必要な諸活動

(2) その他の事業

- ①スポーツ物品などの販売・斡旋事業
- ②指導者・講師などの派遣事業
- ③興行・出版などの事業

2 前項第2号に掲げる事業は、前項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは、これを前項第1号に掲げる事業のために使用するものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

協会の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

協会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により申し込むものとする。会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 正会員となる者は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 協会が行う各種活動に賛同し、積極的に参加することが可能であること。
  - (2) 個人・団体のための利益を追求することなく、組織や社会のために活動を行えること。
- 3 会長は、前1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員は入会后、入会申込書の記載事項について変更が生じた場合には、速やかに会長に届出なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、總會において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会長が定めた期限までに会費の納入がなく、再度納入期日を明示したにも関わらず、その期限まで会費の納入を怠ったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は協会の定款等に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を著しく傷つけ又は協会の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
  - (2) 監事 2人以上
- 2 協会の理事に次の役職を置く。
- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名以上
  - (3) 理事長 1名
  - (4) 副理事長 1名以上

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長・副会長・理事長・副理事長は、理事の互選とし理事会において選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、協会の理事又は職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長は、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、協会の業務の執行を統轄する。
- 4 副理事長は、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、相互に協力しその職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき協会の業務を執行する。
- 6 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 協会の理事が業務を執行する状況を監査すること。
  - (2) 協会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前1・2号の規定による監査の結果、協会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は協会の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 協会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、会長が理事会の同意を得て任免する。

(顧問)

第21条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協会の事業推進のため重要な事項について、会長及び理事会の諮問に応じ、必要な助言及び意見を述べることができる。
- 4 顧問は、協会の総会・理事会において議決権を行使することは出来ない。

## 第5章 総会

(種別)

第22条 協会の総会は、「通常総会」及び「臨時総会」の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、第6条第1項第1号の「正会員」をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任、解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第53条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号並びに第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議事が緊急を要するもので、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合に限り、本条第1項に関わらず議決事項とする。
- 4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項及び第31条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、一定期間保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数

(書面若しくは電磁的方法による表決者並びに表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の議決があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の議決があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 第14条2項の規定に基づく選任に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(4) 借入金の額に関すること。

(5) 事務局の組織及び運営に関すること。

(6) 既定予算並びに事業計画の追加及び変更に関すること。

(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録の方法をもって、少なくとも理事会の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条及び第40条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に  
することはできない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければな  
らない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(書面若しくは電磁的方法による表決者並びに表決委任者がある場合にあつて  
は、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名、  
押印しなければならない。

## 第7章 専門委員会

(専門委員会)

第41条 第5条の事業を遂行するため、理事会の議決を経て必要に応じ専門委員  
会を設置(解散)することができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の同意を得て会長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第43条 協会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他事業  
に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第44条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別  
に定める。

(会計の原則)

第45条 協会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第46条 協会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業  
に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第47条 協会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を  
経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により活動予算が成立しない  
ときは、会長は、理事会の議決を経て、活動予算成立の日まで前事業年度の活  
動予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した活動予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、活動予算中に予備費を設けるこ  
とができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 活動予算作成後やむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、  
既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 協会の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関す  
る書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し監事の監査を受け、総会  
の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 活動予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の  
負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければな  
らない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 協会の公告は、この協会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の第1項に規定する貸借対照表の公告については、この協会の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第11章 雑則

(細則)

第59条 定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この協会の設立の日から施行する。
- 2 協会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金(個人) : 1万円。 (団体) : 2万円  
年会費(個人) : 5千円。 (団体) : 1万円  
(入会金、年会費の各々の口数は制限しない。)

(2) 賛助会員 入会金(個人) : 0円。 (団体) : 1万円  
年会費(個人) : 5千円。 (団体) : 1万円  
(入会金、年会費の各々の口数は制限しない。)

- 3 協会の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成32年3月31日までとする。
- 4 協会の設立当初の事業計画及び活動予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 協会の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、設立の日から平成31年3月31日までとする。
- 6 協会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

・会長	佐藤	英雄
・副会長	瀬野尾	一夫
・副会長	佐藤	賢一
・理事長	村井	祐司
・副理事長	菅原	良司
・副理事長	山田	伸可
・理事	猪股	信行
・理事	金上	光宏
・理事	及川	隆

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 協会がこの定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更に伴うものに限る。)
- (5) 会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第55条 協会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 協会が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散の時点の総会で議決承認された者に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

・理事	高橋	清次
・理事	島野	一夫
・理事	及川	和子
・理事	佐藤	玲子
・理事	布田	孝一
・理事	佐藤	繁樹
・理事	佐藤	泰宏
・理事	菅原	民二
・理事	川口	精一
・理事	山平	富祥
・監事	三上	光弘
・監事	佐々木	美智子

附 則「平成30年 7月 4日 「宮城県（共社）指令第12号」

- 1 この協会の定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。